

○主要電気工作物を構成する設備を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第二百三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正		現行	
一 （略）	二 火力発電所	一 （略）	二 火力発電所
主要電気工作物	主設備	主要電気工作物	主設備
（略）	（略）	（略）	（略）
ガス化炉設備	（略）	ガス化炉設備 （新設）	（略）
脱水素設備	脱水素設備（外径百五十 ミリメートル未満の配管 及び導管を除く。）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
三 燃料電池発電所	三 燃料電池発電所	三 燃料電池発電所	三 燃料電池発電所
主要電気工作物	主要電気工作物	主要電気工作物	主要電気工作物
（略）	（略）	（略）	（略）
逆変換装置（容量五百キロボルトア ンペア以上のものに限る。）	逆変換装置（容量五百キロボルトア ンペア以上のものに限る。）	逆変換装置（容量五百キロボルトア ンペア以上のものに限る。以下第六 号において同じ。）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
四〇八 （略）	四〇八 （略）	四〇八 （略）	四〇八 （略）